

2019.8.31

## 入院時のヘルパー利用に関するアンケート結果報告

障害連 尾上裕亮

池上智子

### <はじめに>

昨年の尾上さんの入院を契機に、当事者アンケート、東京都内自治体アンケート実施

### <入院時のヘルパー利用の必要性の例>

#### ・頸損の人たちの入院から

M氏の胃がん手術、その後亡くなるまでの三度の入院

I氏の何度も入院

#### ・重度知的障害者の入院から

M氏の白内障手術

E氏のすい臓がん治療と中断

M氏のガンリンパ転移の治療

### <まとめ>

#### ・医療を受ける際の合理的配慮の必要性

その時代に他の者と同様の医療が受けられるための配慮

医療保険の範囲だけでは、適切な医療が受けられないことの共通認識

#### ・障害サービスには、自治体の裁量が多すぎ、自治体格差や情報開示が少ない現状

法改正による重訪・区分6の支給量が入院時も利用できることの徹底

利用要件は、コミュニケーション支援のみではない通知の徹底

#### ・対象者の拡大に向けて

法改正の必要性

当面・・・地域生活支援事業における対応の拡大

自治体独自の高齢者サービス「入院時ヘルパー派遣」等の拡大

## アンケートについて

- ・趣旨
  - 住むところによって、入院時のヘルパー利用の可否が別れる現状
  - 都も実態把握をやろうとしない(2019年1月の懇談会)
  - 都にやる気になってもらうための調査をやろう
  
- ・方法
  - 当事者用(60部)、自治体用(62部)
  - 郵送法
  
- ・期間
  - 2019年5月12日～同年7月末

当事者 質問番号 1, 2関連

## いつ入院？

- ・いつ入院？
  - 2018年4月以降:7人
  - 2018年4月以前:16人

2年前	2人
3年前	3人
4年前	2名
5・7・8・9年前	各1名
10・11・15年前	各1名

## どこに住んでいた？

国立市(2)、立川市(4)、府中市(2)、東大和市、東久留米市、西東京市(2)、北区(2)、目黒区、大田区(2)、台東区、足立区、世田谷区、新宿区  
山梨県

当事者 質問番号 4, 5, 6関連

## 当時の日常的な支援

- ・23人中18人: ヘルパーを利用していた
  
- ・居宅介護(3) 重度訪問介護(14)
  
- ・内容
  - 食事(14)、調理(13)、洗濯(17)、掃除(14)、着替え(14)、排泄(15)、入浴(12)、外出介助(16)
  - その他
    - ・マッサージ、整容、コミュニケーション、荷物運び、洗髪、整容、呼吸器管理、二人移乗重訪問5h

当事者 質問番号 7, 8, 9関連

## 入院時のヘルパー利用①

- ・介助のため入院を断ったことある？
  - ある:5人 ない:20人
  
- ・どのような理由で入院
  - 予期しない入院: 15人
  - 予定していた入院: 8人
  
- ・何日間、入院？
  - 2~3日(3人)、およそ1週間(7人)
  - 数週間(5人)、1ヶ月以上(8人)

当事者 質問番号 10, 11, 12関連

## 入院時のヘルパー利用②

- ・ ヘルパーは利用できた？
  - 公費で利用できた(12人)
    - ・ 6時間、7時間、3時間、4時間、24時間(3)、12時間、13時間、8時間(2)、10時間
  - 自費で利用した(3人)
    - ・ 2時間、6時間、12時間
  - 利用できなかった(3人)
- ・ 誰の判断
  - 自分:13人 家族:2人
  - 事業所:3人 病院:5人 役所:6人
- ・ 介助者の判断に対して
  - とても不満:6人 やや不満:6人
  - やや満足:2人 満足:3人

当事者 質問番号 13関連

## 入院時のヘルパー利用④

- ・ どのような不自由？
  - 医療措置中:5人
  - ベッドで休んでいるとき:10人
  - 面会時間:3人 食事:7人 投薬時:3人
  - 就寝時:5人 排泄時:7人
  - リハビリのとき:3人 書類手続のとき:5人
  - 入浴時・清拭時:6人、
  - 自分でかいものをいく:7人
  - 誰かに買いに行ってもらいたいとき:9人

当事者 質問番号 13関連

- ・ どのような不自由(つづき)
  - 布団を掛けねばならない
  - 忙しく細かなこと頼めない
  - マッサージ、清拭が痛い
  - 介助不可、イニシアチブ不可
  - 常時介助必要
  - 呼んでも看護師こず
  - 医療以外看護師に頼めない
  - 身の回りのサポート
  - 外出介助要
  - 全介助、水分補給、体温調節等
  - 看護師に細かな介助不可
  - 洗濯、買い物
  - 医師看護師とも言葉ききとれず

当事者 質問番号 14関連

## 入院時のヘルパー利用について

- ・ 通常の支給時間を出すべき。意味不明
- ・ 医師・看護士とコミュニケーション不可。人工呼吸器入れより大変
- ・ 必要時間数給付要。医療機関に協力通達要
- ・ コミュニケーション等介助なしでは安心不可
- ・ 介助、差額ベット代高額
- ・ 介助者要
- ・ 区分でなく必要時間数給付要
- ・ 区分でなく必要時間数給付要
- ・ 迅速な決定、病院側理解
- ・ 看護師の質が悪い。移動加算4時間あり、個室代高い
- ・ 介助者要
- ・ 外出介助要
- ・ 細かな介助要
- ・ 慣れたヘルパー利用でストレスなし
- ・ 役所に相談せず使用、2019.3府中は不可回答
- ・ 公費利用不可なら入院不可
- ・ 看護師を呼んでも待ち時間長い
- ・ 24h必要

自治体 質問番号 1関連

## 回答自治体

- 11／62区市町村

自治体 質問番号 2, 3, 4関連

- 重訪と居宅の利用者で、入院する人は年間？
  - C(2人)、D(4人)、F(3人)、A、G(4人)、E(13人)、B(2人)

- 入院時のヘルパー利用を認める？

はい	C, D, A, E
個別に判断	F, G, H, B
いいえ	I, K

- その理由は？

- 介護給付費事務、個別判断、コミュニケーション、法改正による、実績なし、

自治体 質問番号 5関連

## 利用を認める条件

障害程度区分（すべて区分6） D, F, A, G, E, H

重度訪問介護利用者	C, D, F, A, G, E, H, B
居宅介護利用者	B
訪問介護・デイサービス・通所リハビリテーション事業者のみの ための訪問介護認定の認定基準	A
病院の看護についての 意見書	C, E
本人の必要な時間数の 申請書	G, E
その他	E

自治体 質問番号 6, 7関連

- 入院時における介護支給時間数の上限は？

- 同様
  - C, D, F, A, H, B
- 減らす・増やす
  - なし

- その理由は？

- 「必要時間数」「緊急等勘案」

自治体 質問番号 8, 9, 10

関連

・利用者の意向はどの程度、考慮？

激優先する	D, F, B
貴自治体の事情のほうを優先する	C
その他	「意向と病院体制」「個別」

・利用者が不服、どうしますか？

再度アセスメントをする	C, D, F, G, E
受け付けない	A, H

・変更する場合、変更通知？

出す	D, F, A, E, H
出さない	C, G, B

自治体 質問番号 11, 12関連

- ・障害者の入院時の困難さに対する解決策
  - 「医療の人材、診療報酬」、「対象拡大」、「病院連携」(F)、「個別」
- ・「2019年度主管課長会議資料」の見解
  - 「安心感のみの利用に課題」、「見解どおり」
  - 「病院連携も要」、「留意」、「通知遵守」、「個別勘案」、「意思疎通以外も勘案」

### 当事者アンケートから類推される 自治体の様子

L	重訪利用者、区分6	支給時間以上24時間/日
M	重訪利用者、区分6	支給時間内8時間/日
N	重訪利用者、区分6 事業者都合で利用できず	
O	個別判断 重訪利用者、区分6	短時間しか認めず
P	重訪利用者、区分6、交渉もなく移動加算あり	支給時間内12時間/日

### 結論

- ・当事者
  - 入院中も、いろんな介助ニーズがある
  - 看護士に頼むのは限界。
  - 介助者が必要！
- ・自治体アンケートの回収率が悪い
  - 東京都に実態把握をやってもらうしかない

## 入院時のヘルパー利用に関するアンケート

### 一障害当事者用

あなたの入院した経験について、該当するものに○を、記述を求められた場合には簡単に書いてください。

1. 最後に入院したのは、いつですか？

a. 2018年4月以降

b. 2018年4月以前 (\_\_\_\_\_年前)

2. その入院のとき、あなたはどこに住んでいましたか？

東京都 \_\_\_\_\_ 市・区・町・村

3. あなたの障害程度区分は？

a. 区分1

b. 区分2

c. 区分3

d. 区分4

e. 区分5

f. 区分6

4. 入院した頃、生活にヘルパーを利用していましたか？

a. 利用していた

b. 利用していない

(設問4で「利用していた」に○をされた方にお聞きします)

5. 利用していた場合、どのような制度ですか？

a. 居宅介護 (月 \_\_\_\_\_ 時間) b. 重度訪問介護 (月 \_\_\_\_\_ 時間)

c. 同行援護 (月 \_\_\_\_\_ 時間) d. 行動援護 (月 \_\_\_\_\_ 時間)

6. その介助内容を教えてください (複数回答可)

a. 食事

b. 調理

c. 洗濯

d. 掃除

e. 着替え

f. 排泄

g. 入浴

h. 外出介助

I. その他 ( \_\_\_\_\_ )

7. 入院が必要と思われる状態だった、または、医者から「入院必要」と言わされたのにもかかわらず、介助のため入院を断ったことはありますか？

a. ある

b. ない

8. 何日間、入院しましたか？

a. 1日

b. 2~3日

c. およそ1週間

d. 数週間

e. 1ヶ月以上

9. どのような理由で入院しましたか？

- |            |             |
|------------|-------------|
| a. 予期しない入院 | b. 予定していた入院 |
|------------|-------------|

10. 入院したときにヘルパーは利用しましたか？できた場合、1日あたりの利用時間を教えてください（複数回答可）

- |                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| a. 公費で利用できた<br>(1日 _____ 時間) | b. 自費で利用した<br>(1日 _____ 時間) |
| c. 利用できなかつた                  |                             |

11. それは誰の判断ですか？

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| a. 自分 | b. 家族 | c. 事業所 |
| d. 病院 | e. 役所 |        |

12. それに対してあなたはどのように感じましたか？

- |          |         |         |       |
|----------|---------|---------|-------|
| a. とても不満 | b. やや不満 | c. やや満足 | d. 満足 |
|----------|---------|---------|-------|

13. ヘルパーを利用できなかつた場合、どのような不自由を感じましたか？

(13-1) いつ感じたか（複数回答可）

- |            |                |                     |
|------------|----------------|---------------------|
| a. 医療措置中   | b. ベッドで休んでいるとき | c. 面会時間             |
| d. 食事      | e. 投薬時         | f. 就寝時              |
| g. 排泄時     | h. リハビリのとき     | i. 書類手続のとき          |
| j. 入浴時、清拭時 | k. 自分でかいものをいく  | l. 誰かに買いに行ってもらいたいとき |
| m. その他 ( ) |                |                     |

(13-2) 不自由の内容

---

---

---

---

14. 入院時のヘルパー利用について、考えることがあれば教えてください

---

---

---

---

## 入院時のヘルパー利用に関するアンケート

### —自治体用—

貴区市について、該当するものに○を、記述を求められた場合には簡単に書いてください。

1. 貴自治体はどこですか?

東京都 \_\_\_\_\_ 区・市・町・村

2. 貴自治体の重度訪問介護と居宅介護の利用者で、入院する人は年間どのくらいいますか?

およそ \_\_\_\_\_ 人／年

3. 公費で、入院時のヘルパー利用を認めていますか?

- |          |              |           |
|----------|--------------|-----------|
| a. 認めている | b. 個別に判断している | c. 認めていない |
|----------|--------------|-----------|

4. その理由は何ですか?

---

---

---

【設問3で「a. 認めている」、「b. 個別に判断している」に○をされた方にお聞きします】

5. その場合の条件は何ですか? 重視している条件を選んでください (複数回答可)

- |                           |                  |                  |
|---------------------------|------------------|------------------|
| a. 障害程度区分<br>( _____ ) 以上 | b. 重度訪問介護利用者     | c. 居宅介護利用者       |
| d. コミュニケーションに障害がある人のみ     | e. 病院の看護についての意見書 | f. 本人の必要な時間数の申出書 |
| g. その他( _____ )           |                  |                  |

6. 入院時における介護支給時間数の上限は?

- |             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| a. 支給時間数と同様 | b. 支給時間数より減らす | c. 支給時間数より増やす |
|-------------|---------------|---------------|

7. その理由は何ですか?

---

---

---

8. 利用者の意向はどの程度、考慮しますか?

- |                      |
|----------------------|
| a. 最優先する             |
| b. 医療・病院側の事情のほうを優先する |
| c. 貴自治体の事情のほうを優先する   |

9. 決定に利用者が不服を申し出た場合、最終的にどうしますか？

- a. 再度アセスメントをする
- b. 決定に納得いくまで話し合う
- c. 受け付けない

10. 入院時において支給時間を変更する場合、変更通知は出しますか？

- |       |         |
|-------|---------|
| a. 出す | b. 出さない |
|-------|---------|

11. 入院時、病院の看護だけではまかなえない介助や、医療上必要なことが多くあります。貴自治体として、障害者の入院時の困難さの解決に意見があれば書いてください

---

---

---

12. 厚生労働省の「2019年度主管課長会議資料」において、下記のような見解が示されました。この見解について貴自治体ではどう思われますか？

---

---

---

#### 記

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

なお、その際の見守りにかかる時間については、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成30年3月30日付事務連絡）において既にお示ししているとおり、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるので留意願いたい。

（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室、平成31年3月7日「障害保健福祉関係主管課長会議資料」p151）

以上

アンケートは以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1  
(平成30年3月30日)

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 共生型サービス	1
(3) 地域生活支援拠点等	6
(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項	9
2. 訪問系サービス	10
(1) 居宅介護	10
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	16
(4) 行動援護	18
3. 生活介護、短期入所	18
(1) 生活介護	18
(2) 短期入所	20
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助	21
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
(2) 自立生活援助	22
(3) 共同生活援助	24
5. 相談支援	27
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	27
(2) 地域移行支援・地域定着支援	32
6. 障害児支援	33
(1) 障害児支援共通	33
(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）	34
(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）	35
(4) 障害児入所支援	40

この場合の利用者数とは、当該居宅介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう（サービス提供契約はあるが、当該月において、居宅介護サービス費の算定がなかった者を除く）。

（共生型居宅介護について）

問28 指定訪問介護事業所が行う共生型居宅介護のサービス内容は、指定居宅介護と同じく、視覚障害者への代読や代筆等も含むものと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。なお、共生型重度訪問介護についても同様である。

（2）重度訪問介護

（入院中の提供の算定について①）

問29 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はあるか。

（答）

不要である。

（入院中の提供の算定について②）

問30 これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合、認めるることはできるか。

（答）

認められない。本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。

なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただきたい差し支えない。

（入院中の提供の算定について③）

問31 入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことはできるか。

（答）

支給変更決定を行うことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。

(入院中の提供の算定について④)

問32 重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(入院中の提供の算定について⑤)

問33 入院中の重度訪問介護の利用は、90日を超えて利用することはできないのか。

(答)

入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90日を超える利用を認めるにも差し支えない。

ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

(入院中の提供の算定について⑥)

問34 入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することはできるか。

(答)

基本的にできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする。

(入院中の提供の算定について⑦)

問35 「入院中の医療機関からの外出・外泊における同行援護等の取扱いについて」(平成28年6月28日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、医療機関からの外出・外泊時に重度訪問介護を利用できることが示されているが、今後は、当該取扱いについても報酬告示第2の1のロ(病院等に入院又は入所をしている障害者に対して重度訪問介護を提供した場合)により請求することとなるのか。

(答)

入院中の医療機関からの外出及び外泊時に重度訪問介護を提供する場合は、報酬告示第2の1のイ(病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合)の報酬を請求されたい。

よって、報酬の請求に当たっては、入院中の病院等において重度訪問介護を提供する時間は、報酬告示第2の1のロのサービスコードを選択し、外出中の時間は報酬告示第2の1のイのサービスコードを選択することとなる。

(入院中の提供の算定について⑧)

問36 入院中に重度訪問介護を利用できるのは、障害支援区分6であって、入院前から重度訪問介護の利用をしてきた者に限られているが、入院中の病院から外出・外泊する場合も同様の取扱いになるのか。

(答)

病院等からの外出・外泊時に重度訪問介護を行う場合、報酬告示第2の1のイ(病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合)に該当するため、障害支援区分4・5の者や、入院前から重度訪問介護を利用していない者などを含め、重度訪問介護の全ての対象者が利用できるものである。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について①)

問37 「新規に採用された従業者」及び「熟練した重度訪問介護従業者」について、介護福祉士ではないこと又は介護福祉士であること等の要件はあるのか。

(答)

従業者が介護福祉士であること等の要件はないが、「熟練した重度訪問介護従業者」とは、「当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者」であることに留意されたい。